

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 27日

福井市長 殿

提出者
住所 福井市新田塚1丁目60-1

氏名 セーレン株式会社 新田事業所
事業所長 福田 正一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0776-23-5200

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	セーレン株式会社 新田事業所
事業場の所在地	福井市新田塚1丁目60-1
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E11 (繊維工業)
②事業の規模	8,948,091千円 (生産高)
③従業員数	605人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物を専門に取り扱う部署を設定。
 廃棄物の発生抑制, 再生, 適正処理などを計画的に進める上で、必要な事項を検討する。

新田事業所長



事業管理部 新田管理課 (廃棄物管理担当者)



各工場 (庶務係) 新田第1工場 新田第2工場 KBセーレン新田 新田第5工場
 新田プラット工場 ISO事務局 セーレンKP
 環境エネルギー課

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度 (2024年度) 実績】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
排 出 量	t	t

(これまでに実施した取組)

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	別紙②の通り	
排 出 量	t	t

(これまでに実施した取組)

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 ◆廃油 通常廃油との分別を徹底
 ◆パークレン 他の薬品との混入を防止及び管理

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
 ◆特管物に関しては分別完了の為なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	— t	— t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙③の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

別紙①

産業廃棄物の一連の処理の工程

セーレン(株)新田事業所

種 類	工 程		
廃油	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用
	処理業者(再生)へ委託	再生後は原料として再利用	
パークロ	処理業者(焼却)へ委託	処理実行時、熱回収を行なう	廃棄物容器(ドラム缶)を再利用

別紙②

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

セーレン(株)新田事業所

[illegible]

別紙③

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

廃棄物の種類	①現状【前年度（ 2024年度 ）実績】				②計画【2024年度目標】				
	全処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託量 (t)	熱回収 業者への 処理委託量 (t)	優良認定 業者への 処理委託量 (t)	全処理 委託量 (t)	再生利用 業者への 処理委託量 (t)	熱回収 業者への 処理委託量 (t)	優良認定 業者への 処理委託量 (t)	(今後実施する予定の 取り組み)
廃油	224.73	0.00	0.00	224.73	213.49	0.00	0.00	213.49	処分委託業者へ 熱回収利用の呼掛け
パークレン	0.46	0.00	0.00	0.46	0.44	0.00	0.00	0.44	〃
合計	225.19	0.00	0.00	225.19	213.93	0.00	0.00	213.93	
(これまでに実施した取り組み) 廃油 熱回収等、積極的に行っている業者への委託実施 パークレン 熱回収等、積極的に行っている業者への委託実施									

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。